

## 福祉サービス第三者評価 個人情報保護規程

株式会社 フィールズ

### (趣旨)

第1条 この規程は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、神奈川県個人情報保護条例の目的に沿い、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護に努めるため、株式会社フィールズ(以下「評価機関」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1)個人情報： 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2)本人： 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

### (「評価機関」の責務)

第3条 「評価機関」は、あらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

### (個人情報保護委員会)

第4条 「評価機関」は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、「評価機関」個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、代表取締役の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。
- 3 委員会の委員は、代表取締役の委託を受けた委員で構成する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (収集の制限)

第6条 「評価機関」は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱目的の達成のために必要な限度を超えないものとしなければならない。

- 2 「評価機関」は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 「評価機関」は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
  - (2) 本人の同意に基づき収集するとき。
  - (3) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。
  - (4) 委員会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、当該事務又は事業の性質上その目的達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあること  
その他本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。
- 4 「評価機関」は、前項第4号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

- 第7条 「評価機関」は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
  - (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、委員会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- 2 「評価機関」は、前項第3号の規定に該当して個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、委員会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限りでない。

#### (オンライン結合による提供)

- 第8条 「評価機関」は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(「評価機関」が管理する電子計算機と推進機構以外の者が管理する電子計算機その他の機器と通信回線を用いて結合し、「評価機関」が保有する個人情報を「評価機関」以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。)による個人情報の提供を行ってはならない。
- 2 「評価機関」は、オンライン結合による個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

#### (安全性、正確性等の確保措置)

- 第9条 「評価機関」は、個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 「評価機関」は、取扱目的に必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確、完全かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

#### (役職員の義務)

第10条 「評価機関」の役職員は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### (取扱い等の委託)

第11条 「評価機関」は、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を「評価機関」以外の者に委託するときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

#### (廃棄)

第12条 「評価機関」は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならない。

#### (自己情報の開示)

第13条 「評価機関」は、「評価機関」が保有する個人情報に対する、当該個人情報の本人から開示の請求(以下「開示の請求」という。)があったときは、本人であることを確認の上、それに応ずるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる。

- (1) 開示の請求の対象となった個人情報に開示の請求をした者(以下「請求者」という。)以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、請求者に開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵すことになると認められるとき。
- (2) 開示の請求の対象となった個人情報に法人等に関して記録された情報又は個人が営む事業に関して記録された情報が含まれる場合であって、請求者に開示をすることにより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の正当な利益を侵すことになると認められるとき。
- (3) 開示の請求の対象となった個人情報が個人の評価、選考等に関する情報であって、請求者に開示をすることにより、当該評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき
- (4) 法令等の定めるところにより明らかに本人に開示をすることができないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、委員会の意見を聴いた上で開示しないことが正当であると認められるとき。

### (開示の請求に対する決定等)

第14条 「評価機関」は、開示の請求があったときは、当該開示の請求があった日から起算して15日以内に、当該開示請求について開示又は不開示の決定をしなければならない。

ただし、当該期間内に決定することができないことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ後、決定をすることができる。

2 「評価機関」は、前項の決定をしたときは、その旨を請求者に書面で通知しなければならない。

### (自己情報の訂正)

第15条 「評価機関」は、「評価機関」が保有する個人情報の事実について、当該個人情報の本人から訂正の請求があり、本人であることが確認され、当該事実には誤りがあると認めるときは、それに応ずるものとする。

### (訂正の請求に対する決定等)

第16条 「評価機関」は、訂正の請求があったときには、当該訂正の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、当該期間内に決定をすることができないことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ後、決定をすることができる。

2 「評価機関」は、前項の決定をしたときは、その旨を訂正の請求をした者に書面で通知しなければならない。

### (苦情の申出)

第17条 「評価機関」は、当該個人情報の本人から個人情報の取扱いについて苦情の申出を受けたときは、遅滞なく、当該申出に係る個人情報の取扱いについて必要な調査を行い、委員会の意見を聴いた上で、当該申出に対する処理を行い、その内容を申出をした者に書面で通知しなければならない。

### (管理者の指名等)

第18条 「評価機関」は、職員のうちから個人情報の管理者を指名するものとする。

2 個人情報の管理者は、この規程に定められた事項を円滑に処理し、「評価機関」が保有する個人情報に適切に取り扱われるよう取り組まなければならない。

### (委任)

第19条 その他この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。